

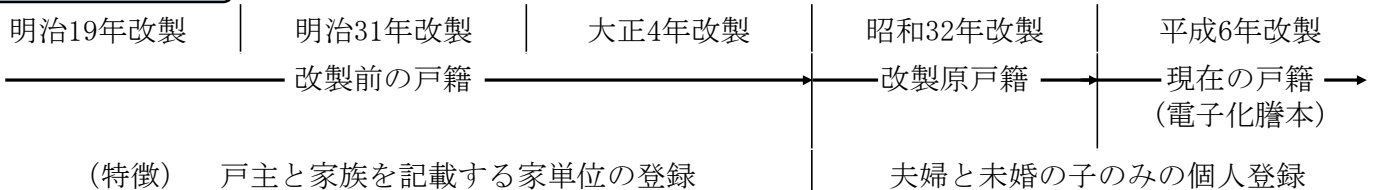
戸籍謄本ご準備のお願い

▲既に法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」をお持ちの場合は、戸籍謄本が不要になりますのでお申し出ください。

相続のお手続きに必要な戸籍謄本をもれなくご準備いただくために、本書をご持参のうえ、市区町村役場のご担当者様に「相続手続きに使用するため」とお申し出頂き、ご準備とご確認をお願いいたします。次頁の（補足）もご参照ください。

1. 戸籍証明書等の広域交付制度により戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）もしくは直系卑属（子、孫など）の戸籍については、本籍地以外の市区町村の窓口においても戸籍謄本を請求できます。よって複数の本籍地にまたがる戸籍も一括で請求できます。（古い戸籍は対象外の場合もあります。）
2. 結婚や転籍等による移動および法令改正等による改製によって、戸籍は移動します。その都度従前の戸籍に記載されていた内容が、移籍先の戸籍に移し書かれます（**移記**）。しかし、**全部の内容が移記されるわけではありません**。実務上煩雑で困難なことから、移記は省略されています。また、改製の場合は、婚姻・養子縁組・死亡等で改製前に除籍された人は移記されません。このため、**すべての相続人さまを確認するには、お亡くなりになった方（被相続人さま）が、お生まれになったところの戸籍から、お亡くなりになったところの戸籍までの連続した戸籍謄本が必要になります**。
3. もし、相続人となられる方がお亡くなりになっている場合は、その子供様が相続人となられ（**代襲相続**）、亡き相続人様自身の戸籍謄本もお生まれになったところからお亡くなりになったところまでの連続したものが必要となります。

戸籍改正の変遷



市区町村役場戸籍ご担当者さまへ

預金等の相続手続きのため、次の書類を銀行へご提出していただくようお願いしております。

- ◆ 死亡の事実確認のため、被相続人の「死亡」が記載された戸籍（除籍）謄本。
- ◆ 全相続人の確認のため、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本。また相続人が既に亡くなっている場合は、代襲相続人の確認のため、当該相続人の戸籍（除籍）謄本も連続したものが必要。

⑨ ご承知のとおり、戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、更にそれ以前の戸籍謄本をお願いいたします。

管外転籍の場合は、その転籍先または転籍元を請求者にご教示願います。

ご不明な点がございましたら、下記の 佐賀銀行 相続センター までお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120 - 001 - 756 (平日9:00～17:00)

戸籍謄本ご準備のお願い（補足）

以下の場合、必要となる戸籍謄本が異なります。

遺言書があり、その中に当行の預金等が含まれている場合

ご相続のお手続は、**遺言執行者**または当行の預金等を受領される方（**受遺者**）のみで可能となり、被相続人がお亡くなりになった事実の確認のための除籍謄本（または戸籍謄本）のみのご準備となります。

家庭裁判所の調停および審判による遺産分割の場合

ご相続のお手続は、当行の預金等を受領される方（**受遺者**）のみで可能となり、被相続人がお亡くなりになった事実の確認もすでに家庭裁判所にて済んでおり、戸籍謄本のご準備は必要ありません。

被相続人さまにお子さまがいらっしゃらない場合

ご両親さまも、相続人となります。

ご両親さまともお亡くなりになっていけば、双方のご両親さま（被相続人さまの祖父母さま）が相続人となります。よって戸籍謄本は、ご両親さまならびに祖父母さまがご存命であることの確認できるものが必要になります。

⑨ 被相続人さまにお子さまがいらっしゃって、すでにお亡くなりになっている場合は、そのお子さま（被相続人さまのお孫さま）が相続人となられ（**代襲相続**）、ご両親・ご兄弟さまが相続人になられることはありません。

被相続人さまにお子さまがいらっしゃらなくて、 ご両親さま等直系の尊属が既にお亡くなりになっている場合

ご兄弟姉妹が相続人となりますので、必要な戸籍謄本は、ご両親さまがお生まれになったところの戸籍から、お亡くなりになるまでの連続した戸籍が追加となります。もし、ご兄弟姉妹の中で、お亡くなりになった方がいらっしゃれば、その方のお子さま（被相続人さまの甥っ子・姪っ子）が相続人となります（**代襲相続**）。そのときは、お亡くなりになったご兄弟姉妹の、お生まれになったところからお亡くなりになったところまでの戸籍謄本が必要となります。

ただし、兄弟姉妹の代襲相続はそのお子さままでの一代限りとなっております。

ご不明な点がございましたら、下記の **佐賀銀行 相続センター** までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120 - 001 - 756** （平日9:00～17:00）